

行政手続法の改正

行政不服審査法の全面改正に併せ、国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備

【主な事項】

- 法令違反行為の是正を求める行政指導の中止等を求める手続(行政指導の中止等の求め)を新設
- 法令違反の是正のためにされるべき処分・行政指導を求める手続(処分等の求め)を新設
- 行政指導をする際に許認可等に関する権限を行使しうる旨を示すときは、その根拠等の明示を義務付け

<行政指導の中止等の求め>

≪対象≫

- 法令に違反する行為の是正を求める行政指導※
(※根拠規定が法律に置かれているもの)

≪申出ができる者≫

- 当該行政指導の相手方

≪申出の要件・内容≫

- 当該行政指導が根拠法律に定める要件に適合しないと思料するときは、申出書を提出して、その中止等の措置を求めることができる

【行政機関の対応】

- 必要な調査を行う義務
- 行政指導が要件に適合しないと認めるときは、中止等の必要な措置を講じなければならない

<処分等の求め>

≪対象≫

- 法令に違反する事実の是正のためにされる処分又は行政指導※ (※根拠規定が法律に置かれているもの)

≪申出ができる者≫

- 法令に違反する事実があれば、何人も可能

≪申出の要件・内容≫

- 法令違反事実の是正のためにされるべき処分等がされていないと思料するときは、申出書を提出して、その処分等を求めることができる

【行政機関の対応】

- 必要な調査を行う義務
- 調査の結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない

(参考) 行政手続法の一部を改正する法律(平成26年法律第70号)の概要

- 事後救済手続を定める行政不服審査法の改正に併せ、国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備 (H27.4.1施行)

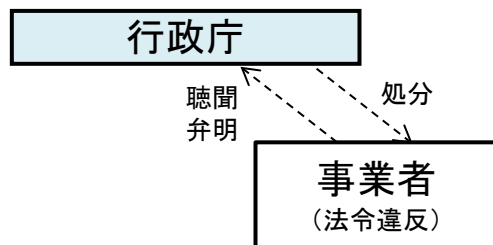
○ 不服申立ては、行政処分により不利益を受けた場合に行政に不服を申し出る仕組みであるが、それ以外にも以下のような場合を、法律上の仕組みとして位置付けた。

[見直し内容]

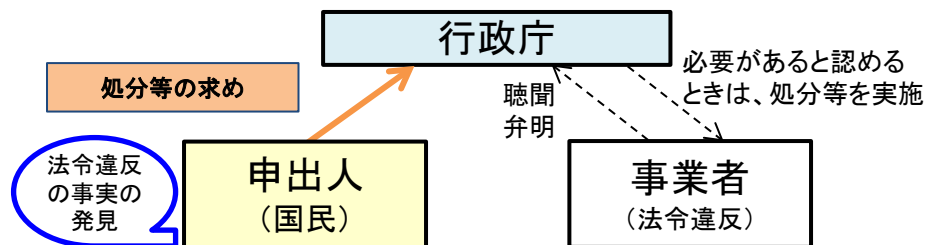
- (1) 法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求めることができる「処分等の求め」 (第36条の3)
 - ・国民が、法令に違反する事実を発見した場合に、行政に対し職権発動を促すための法律上の手続を定めるもの
- (2) 違法な行政指導の中止等を求めることができる「行政指導の中止等の求め」 (第36条の2)
 - ・法令違反行為の是正を求める行政指導(根拠規定が法律に置かれているもの)を受けた事業者等が、当該行政指導が法律の要件に適合しないと思量する場合に、行政に改めて調査すること等を促すための法律上の手続を定めるもの
- (3) 行政指導をする際に許認可等に関する権限を行使しうる旨を示すときは、その根拠等の明示を義務付ける (第35条第2項等)

《現行制度》

(1) 処分等の求め



《改正後》



(2) 行政指導の中止等の求め

